

地域共生社会の実現に向けて

問増進型地域福祉課（内線 275、297）

地域共生社会って？

地域共生社会とは、地域住民や多様な主体が世代や分野を超えてつながり、誰もが役割や生きがいを持って安心して暮らせる地域をともにつくる社会のことです。

近年、暮らしの中の困りごとはさまざまな要因が重なり、複雑化しています。こうした中で大切なのが、地域での見守りや人と人とのつながりです。

本市では、市民や地域団体など多くの人が関わりながら、支え合いの地域づくりを進めています。今回はその一例をご紹介します。



5月12日は、民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、子育て・福祉に関する地域の身近な相談相手です。

福祉に関する不安や困りごとについて必要なサービスが受けられるよう、関係機関との「つなぎ役」として親身に相談に乗ります。また、民生委員・児童委員には守秘義務があるため、安心してご相談いただけます。

地域の民生委員・児童委員を知りたい場合は、増進型地域福祉課へお問い合わせください。



5月は孤独・孤立対策強化月間

孤独や孤立は、誰にでも起こりうる身近な問題であり、個人だけの問題ではありません。地域全体でのゆるやかな「見守り」や、日ごろからの「つながり」を大切にすることが、誰も一人にしない地域づくりにつながります。また、一人一人が地域を支える担い手として関わることで、安心して暮らせるまちづくりの力になります。

●全国でさまざまな啓発活動が行われています

孤独・孤立の問題について理解を深め、社会全体で支え合う取り組みを進めるため、全国でさまざまな啓発活動が行われています。身近な地域でも関連する取り組みが行われていますので、ぜひ右上図からご覧ください。



●相談窓口をご利用ください

国では、悩みや困りごとを抱える人が相談できる窓口を開設しています。電話やSNSなど自分に合った方法で相談することが可能です。匿名での相談やご家族や身近な人のことで気になる場合にもご利用いただけます。「誰かに話を聞いてほしい」と感じたときは、一人で抱え込まず、相談してみませんか。



地域の担い手「市民後見人」

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でないため、財産管理や契約などの法律行為を一人で行うことが難しい人を支える「成年後見制度」があります。

この制度の担い手の一つとして、地域の市民が後見活動を行う「市民後見人」が注目されています。

本市では、権利擁護と地域福祉の新たな担い手として、市民後見人の支援および養成に取り組んでいます。



市民後見人の活動を始めて1年になりました。最初は緊張しましたが、今は面会に行くと毎回「待っててん」と喜んでいただき、自分自身の存在感ややりがいを感じています。今後も身近な存在として役に立ちたいと思っています。

事務手続きは、行政、社会福祉協議会、専門家の人々の支援があり不安はありません。市民後見活動をより多くの人に知ってもらいたいです。



市民後見人 西さん

市民後見人ってなに？

市民後見人は、専門職ではなく所定の養成講座を受けた地域の市民が、家庭裁判所の選任を受けて後見活動を行う人のことです。市民後見人はボランティアとして、活動経費を除き報酬を前提としない後見活動に取り組んでいます。

専門職や関係機関と連携しながら、地域に暮らす人に寄り添った支援を行うことが期待されています。

大阪府市民後見人養成講座～オリエンテーションを開催～

社会貢献に意欲と熱意のある人、市民後見人に少しでも関心のある人など、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

とき 6月26日(金)、午後2時～4時10分

ところ TONPAL (多文化共生・人権プラザ)

定員 50人 **費用** 無料

申し込み 5月1日(金)～、右図より申し込み (申し込み先着順)



※オリエンテーションはどなたでも参加いただけますが、基礎講習の受講には年齢要件があります。

※受講要件や申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

※駐車場には限りがあります。公共交通機関でのご来場にご協力ください。

☎府社会福祉協議会権利擁護推進室【☎06(6764)7760】

第5期市地域福祉計画策定に向けたアンケートを実施

本市では、「一人ひとりの幸せと地域の理想を実現する富田林」を基本理念とした第4期市地域福祉計画を推進しています。同計画は、福祉のしくみを作り、地域の福祉を推進していくための大切な計画です。

令和9年4月から始まる第5期計画の策定にあたり、地域のことや地域の福祉に対するご意見を聞くためのアンケート調査を実施します。

市内在住の2000人を対象に調査票を郵送しますので、届いた人は、回答にご協力をお願いします。

調査票送付予定日 5月初旬

提出期限 5月25日(月)

回答方法 インターネット回答、または返信用封筒による返送

☎増進型地域福祉課 (内線276、297)